

担当課	土木部河川課
内 線	3086
直 通	095-823-3280
担当者	浦瀬・牟田

石木ダム建設事業の付替県道工事に対する通行妨害
禁止の仮処分命令申立について

先月 30 日に着工している付替県道工事については、工事区間が全て取得済みの土地であり、この道路の完成を前提に地元の墓地が利便性のいい場所に移転されたという経緯があるほか、今後の地域振興にも必要な道路であります。

このことについて工事着工後、毎日説明を繰り返してきておりますが、県が管理する土地である工事関係車輛出入り口付近において、通行を妨害する行為が継続されており、膠着した状況となっております。

このような状況を打開し、必要な道路工事を進めていくため、下記に示す「通行妨害禁止仮処分命令申立書」を本日付で裁判所へ提出したことをお知らせします。

記

- 提 出 日 平成 26 年 8 月 7 日 (木)
- 提 出 先 長崎地方裁判所佐世保支部
- 債 権 者 長 崎 県
- 債権者代理人弁護士 福田浩久 他 3 名
- 債 務 者 通行妨害者 23 名
- 仮処分により保全すべき権利
土地占有権に基づく妨害排除及び妨害予防請求権
- 申立の趣旨
 - 1 債務者は、立ちふさがる、座り込むその他の方法により通行を妨害してはならないこと。
 - 2 債務者は、仮処分決定正本送達日から 5 日以内にテント、横断幕、椅子等一切を撤去すること。
 - 3 債務者が仮処分決定正本送達日から 5 日以内に撤去しない場合、執行官により上記物件を撤去させることができること。